国際宅配便約款

国貨第百九十号認可年月日令和七年六月二十七日

目次

第1章　総則（第1条）
第2章　運送の引受け（第2条～第4条）
第3章　貨物の引渡し（第5条～第8条）
第4章　責任（第9条～第16条）
第5章　留置権（第17条）
第6章　荷造り（第18条～第19条）
第7章　運賃（第20条～第25条）
第8章　荷受人の責任（第26条～第28条）
第9章　雑則（第29条～第30条）

第1章　総則

（適用）

第1条　国際宅配便サービス本約款（以下「本約款」という。）は、ヤマト運輸株式会社（以下「当社」という。）が提供する国際宅配便サービス（以下「国際宅配便」という。）の利用に関する当社と荷送人との間の一切の関係に適用する。

2　国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約（以下「個別契約」という。）は、本約款の内容を補足し、又は変更する。

3　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約（以下「個別契約」という。）を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

4　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

5　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

6　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

7　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

8　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

9　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

10　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

11　当社は、国際宅配便サービスの利用に関する当社と荷送人との間の個別の契約を締結することなく、国際宅配便サービスを提供することができる。

（定義）

第2条　この約款において、「国際宅配便」とは、国際郵便サービスを利用した国際宅配便サービスをいう。

2　「荷送人」とは、国際宅配便サービスを利用して荷物を送る者をいう。

3　「荷受人」とは、国際宅配便サービスを利用して荷物を受ける者をいう。

4　「荷物」とは、国際宅配便サービスを利用して送る物をいう。

5　「運賃」とは、国際宅配便サービスを利用して荷物を送るために当社に支払うべき金銭をいう。

6　「運賃表」とは、当社が国際宅配便サービスの運賃を定めた表をいう。

7　「国際郵便」とは、日本郵政株式会社が提供する国際郵便サービスをいう。

8　「国際郵便約款」とは、日本郵政株式会社が国際郵便サービスの利用に関して定めた約款をいう。

9　「国際郵便料金」とは、国際郵便サービスの利用に関して日本郵政株式会社が荷送人に対して収受する料金をいう。

10　「国際郵便料金表」とは、国際郵便料金を定めた表をいう。

11　「国際郵便料金表の改訂」とは、国際郵便料金表の改訂をいう。

12　「国際郵便料金表の改訂に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金表の改訂に伴う国際郵便料金の変更をいう。

13　「国際郵便料金の変更」とは、国際郵便料金の変更をいう。

14　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

15　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

16　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

17　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

18　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

19　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

20　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

21　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更」とは、国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更に伴う国際郵便料金の変更をいう。

22　「国際郵便料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う料金の変更に伴う